

訪問介護事業所茶畑ヒルズ
重要事項説明書

当事業者が提供する訪問介護の内容に関し、利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

開設者の名称	社会福祉法人華翔会
主たる事務所の所在地	静岡県三島市南二日町5番41号
電話番号	055-983-1200
法人の種別及び名称	社会福祉法人華翔会
代表者職	理事長
代表者氏名	木本 紀代子

事業所の名称	訪問介護事業所 茶畑ヒルズ
事業所の所在地	静岡県裾野市茶畑1428番地の1 (特別養護老人ホーム茶畑ヒルズ1階)
電話番号	055-995-0051
介護保険事業所番号	2271400216
指定年月日	2005年11月1日
交通の便	JR御殿場線裾野駅 徒歩20分
通常の事業の実施地域	裾野市、長泉町、御殿場市、沼津市(大岡・岡一色・岡宮) 三島市東海道新幹線以北

2 事業者の職員の概要

職種	資格	員数	勤務の体制	
管理者		1人	常勤兼務	1人
サービス提供責任者	介護福祉士	2人	常勤 2人	非常勤
訪問介護員	介護福祉士	1人	常勤 1人	非常勤 0人
訪問介護員	初任者研修・実務者研修修了者	2人	常勤	非常勤 2人

令和6年6月末現在

3 サービスの提供時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	8:30～17:30
営業をしない日	日曜日、年末年始(12月30日～1月3日)
※上記の営業日、営業時間のほか、居宅サービス計画等によりサービス提供を行うものとする。	

4 訪問介護の運営方針

<p>訪問介護員が自宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、その他日常生活に必要な援助を行います。</p> <p>事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。</p>

5 利用料金

(1) 当事業者の訪問介護の提供（介護保険適用部分）に際し利用者が負担する利用料金は、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

区分		単位	自己負担額		
			1割	2割	3割
身体介護	20分未満	163単位	167円	333円	500円
	20分以上30分未満	244単位	250円	499円	748円
	30分以上1時間未満	387単位	396円	791円	1,186円
	1時間以上1時間30分未満	567単位	579円	1,158円	1,737円
	1時間30分以上の場合は 30分ごとに+82単位		+84円	+168円	+252円
緊急時訪問介護加算	1回につき+100単位		+103円	+205円	+307円
生活援助	20分以上45分未満	179単位	183円	366円	549円
	45分以上	220単位	225円	450円	674円
初回加算	1月につき+200単位		+205円	+409円	+613円
生活機能向上連携加算Ⅰ	1月につき+100単位		+103円	+205円	+307円
生活機能向上連携加算Ⅱ	1月につき+200単位		+205円	+409円	+613円
介護職員等処遇改善 加算Ⅱ	1月につき+所定単位×22.4%				

※身体介護を行った後に引き続き20分以上の生活援助を行った場合は、
25分毎に+65単位（自己負担1割：67円 自己負担2割：133円
自己負担3割：199円）を加算し、70分以上を上限とする。

- ・裾野市は地域区分が「7級地」であるため、所定の単位数に10.21円を乗じた金額が料金となります。1か月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で差異が生じる場合があります。
- ・基本料金に対して、早朝（午前6時～8時）、夜間（午後6時～午後10時）は、25%加算、深夜（午後10時～午前6時）は50%加算となります。
- ・一定の条件の下に同時に2人の訪問介護員が1人の利用者に訪問介護を行ったときは、2人分の料金となります。
- ・短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入所者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、介護保険からの支払いは受けられません。

- ・その他「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（厚生省告示第19号）に規定される居宅サービスを受けた場合は、一定の料金を負担していただきます。

【緊急時訪問介護加算 100単位/回】

【初回加算 200単位/月】※1

【介護職員等処遇改善加算Ⅱ 上記により算定した単位数の22.4%に相当する単位数】

※1…過去2ヶ月間サービス利用が無い場合の再開時、要支援へ変更時は初回加算の対象となります。

(2) 交通費

当事業者の通常の事業の実施地域にお住まいの方は、交通費は無料です。

通常の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が利用者宅を訪問するための交通費（通常の事業の実施地域を越えて1キロメートル毎に50円）を支払っていただきます。

(3) その他の費用

訪問介護を提供するため、利用者のお宅で使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者負担となります。

(4) 料金の支払方法

あなたが当事業者に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。支払方法は、銀行振込、口座自動引落としを原則とします。止むを得ず、前者の支払方法が困難な場合、現金集金といたします。

(5) その他

利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載（利用者が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者がサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、被保険者証を発行した市区町村の窓口へ提出して差額の払い戻しを受けてください。

6 サービスの利用方法

(1) 利用開始

- ・利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者にご相談ください。
- ・この説明書により利用者からの同意を得た後、当事業者のサービス提供責任者が訪問介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

利用者のご都合でサービスを終了する場合

- ・サービスの終了を希望する日の7日前までに申出てください。

当事業者の都合でサービスを終了する場合

- ・人事不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービスの終了日の30日前までに、文書により利用者へ通知します。

(3) 自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・利用者の要介護度が非該当（自立）、要支援1、要支援2と認定された場合。
- ・利用者のご逝去された場合。

(4) その他

- ・当事業者が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や利用者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業者が破産した場合、利用者は申し出ることにより直ちにこの契約を終了することができます。
- ・利用者がサービスの利用料金を1ヶ月以上滞納し、支払いの催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、利用者が当事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書であなたに通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

7 サービスの内容

当事業者が利用者に提供するサービスは以下のとおりです。

・身体介護

1 起床介助	2 就寝介助	3 排泄介助	4 整容介助	5 食事介助
6 衣服着脱	7 清拭	8 体位変換	9 服薬管理	10 入浴介助
11 通院介助	12 自立支援	その他 ()		

・生活援助

1 調理	2 洗濯	3 掃除	4 買物	5 薬受取り
6 衣服入替	7 その他 ()			

- ・サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービス提供方法等について、利用者に分かりやすいように説明します。
- ・サービスの提供に用いる設備、器具等については安全、衛生に常に注意を払い、特に、利用者の身体に接触する設備、器具については、サービスごとに消毒したものを使用します。

8 訪問の職員

- ・研修修了者、介護福祉士資格保持の職員が訪問させていただきます。
- ・職員は常に身分証明書を携帯しているため、必要な場合は提示をお求めください。

9 緊急時の対応方法

訪問介護の提供中に利用者に容体の変化等があった場合は、速やかに利用者の主治医等に連絡します。

主治医	氏名	
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	
	連絡先	

10 感染症対策

当事業所は、サービスにおいて感染症が発生、または蔓延しないように、適切な感染症対策その他必要な措置を講じるものとします。

11 虐待防止

当事業所は、利用者への虐待の発生を防止し、サービス提供においてあなたの人権を尊重し適切なケアを行えるよう十分な配慮をします。

1.2 ハラスメント防止

当事業所では、職員の人権保護および適切なサービスを提供する観点から、職員に対する性的な言動または精神的な苦痛等、その対応について不利益を生じ就業環境が害される行為や、社会通念に照らし著しく不相当と思われる要求や業務上必要性がないと思われる要求等を禁止しています。

1.3 苦情処理の体制

- (1) 当事業者が提供した訪問介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には当該苦情の内容を記録し必要な改善を行います。
- (2) 利用者は、当事業者の訪問介護の提供について、いつでも苦情を申立てることができます。利用者は、当事業者に苦情を申立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口

担 当

電話番号 055-995-0051

- (3) この他、市区町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申立てることができます。

裾野市役所	介護保険課	TEL 055-995-1821
沼津市役所	長寿福祉課	TEL 055-934-4873
三島市役所	介護保険課	TEL 055-983-2607
御殿場市役所	長寿福祉課	TEL 0550-82-4134
長泉町役場	長寿介護課	TEL 055-989-5511
静岡県国民健康保険団体連合会		TEL 054-253-5590
静岡県社会福祉協議会 (福祉サービス運営適正化委員会)		TEL 054-653-0840

1.4 第三者委員

利用者が苦情相談窓口では言い難いこと、施設に対する不満等苦情相談に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を配置しております。又、利用者より寄せられた苦情及びその解決等について、館内掲示により公表します。

1.5 第三者評価の有無

無

年 月 日

(事業者)

訪問介護の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡県裾野市茶畑1428番地の1

名称 訪問介護事業所茶畑ヒルズ

説明者 印

(利用者)

この説明により、訪問介護に関する重要事項の説明を受けました。

住所

氏名 印

(家族又は代理人)

住所

氏名 印 続柄()